

丹波山村新庁舎建設計画

設計施工者選定プロポーザル実施要領

令和 2 年 4 月

丹波山村

目次

1	事業の概要	4
(1)	事業の目的	4
(2)	事業名称	4
(3)	発注方式	4
(4)	計画地	4
(5)	工期	4
(6)	建築計画概要	5
(7)	業務範囲	5
2	事業予算	6
3	参加者の参加資格要件	6
(1)	参加者の構成等	6
(2)	共同企業体の参加要件等	6
(3)	参加者の資格要件等	6
(4)	参加者の参加資格確認基準日	9
(5)	複数企業からなる参加者の構成企業の変更	9
4	選定の手順	10
(1)	選定の方法	10
(2)	選定のスケジュール（予定）	10
(3)	実施要領等の公表	10
(4)	実施要領等に関する質問の提出、回答の公表	11
(5)	一次審査（参加資格審査）書類の提出	11
(6)	一次審査（参加資格審査）及び結果の通知	11
(7)	一次審査（参加資格審査）通過後に参加を辞退する場合	11
(8)	二次審査（基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査）書類の提出	12
(9)	二次審査（基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査）の手順	12
(10)	プロポーザル審査委員会の設置	13
(11)	プロポーザル参加に係る留意事項等	13
5	契約に関する事項	14
(1)	事業実施協定書の締結	14
(2)	契約の締結	14
(3)	契約保証金の納付等	14
(4)	契約書類の構成と優先順位	15
6	その他	15
(1)	技術提案資料の取扱い	15
(2)	情報の提供	15

(3) 工事請負契約等に違反した場合の取扱い.....	15
(4) 村の担当窓口（問い合わせ先）	15

1 事業の概要

(1) 事業の目的

丹波山村（以下、「村」という。）の行政機能および防災機能の中核を担う「丹波山村役場」は、昭和46年4月に建築され、築49年が経過した。可能な限り適切な維持補修を行ってきたが、躯体や設備の老朽化が進み、安全性・利便性の低下が深刻な課題となっている。

村では、平成30年6月に「丹波山村役場新庁舎建設基本構想」を策定し、「心豊かに安心して暮らすため 未来に引き継ぐ新庁舎」を基本理念に掲げ、村民が安全で安心して暮らしていくために、村の拠点である新庁舎の再整備を実施することとした。

事業の概要・コンセプトは、以下に記載する資料1～3（別冊）を参照すること。

資料1. 丹波山村役場新庁舎建設基本構想

資料2. 丹波山村役場新築計画基本計画

資料3. 丹波山村役場新築計画の基本計画に関する村民説明資料

(2) 事業名称

丹波山村新庁舎建設計画（令和2年度4月より事業名称を左記に統一する）

(3) 発注方式

本事業は、CM方式を導入するとともに、村が策定した基本構想・基本計画をもとに、公募型プロポーザル方式により選定した設計・施工者が基本設計業務、実施設計業務、工事監理業務及び建設業務を一括して行う「デザインビルド方式」により実施するものとする。

(4) 計画地

所在地番	: 山梨県北都留郡丹波山村 2449,2450,2451,2453-1～4、2454、2460-2、2655、 2656,2657,2658
敷地面積	: 約 2,083 m ²
用途地域	: 区域外 無指定
建ぺい率	: 区域外 無指定
容積率	: 区域外 無指定
斜線制限	: 区域外 無指定
所有者	: 丹波山村（施工段階以降）

なお、計画敷地は、令和2年4月1日現在、買収が完了していないため、今後変更される場合があり得る。

(5) 工期

契約締結日の翌日から令和4年1月31日まで

（ただし、技術提案により工期が短縮される場合には、提案された期日まで）

(6) 建築計画概要

用途	: 庁舎 その他付帯施設
構造	: 提案による
階数	: 地上 2 階建程度 提案による
建築面積	: 600 m ² 程度 提案による
延床面積	: 1,100 m ² 程度 提案による

(7) 業務範囲

業務内容は次のとおりとする。詳細については、「要求水準書」及び「工事請負（仮）契約書（案）」を参照すること。

ア 共通業務

- ・設計説明書作成・更新業務
- ・竣工図書デジタルデータ制作納品業務
- ・会議参画・打合せ資料作成業務
- ・コスト管理業務

イ 設計業務

- ・基本設計・実施設計業務
- ・概算見積業務
- ・積算業務
- ・土地収用法にもとづく事業認定用図面作成
- ・各種申請業務
- ・交付金等申請に係る支援業務
- ・維持管理業務に係る仕様書作成業務
- ・性能検証業務

ウ 工事監理業務

- ・工事監理業務
- ・監理に係るその他業務

エ 建設業務

- ・建設業務（外構工事を含む）
- ・施工段階に係る各種申請業務
- ・交付金等申請に係る支援業務

オ その他関連業務

- ・各種調査業務
（敷地測量（面積・高低共）、地盤調査、電波障害影響調査、事前事後家屋調査等）
- ・その他

2 事業予算

建築設備等工事費および設計費（家具除く）	600,000,000 円（税込）上限
用地取得・既存住宅等解体費等は別途	

3 参加者の参加資格要件

（１）参加者の構成等

- ア 参加者は、村の求める性能を備えた本施設の基本設計・実施設計、工事監理及び建設を行うことができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業により構成された特定建設共同企業体（以下、「共同企業体」という。）、又は単体企業とする。
- イ 参加者は、本施設の基本設計・実施設計を行うもの（以下、「設計企業」という。）、本施設の工事監理を行うもの（以下、「工事監理企業」という。）、及び本施設を建設するもの（以下、「建設企業」という。）により構成されるものとする。なお、一社が各々の業務を兼ねて実施することは差し支えない。
- ウ 本プロポーザルに参加する単体企業は、他の共同企業体の一員（以下、「構成員」という。）となることはできない。また、一共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として同時に本プロポーザルに参加することはできない。

（２）共同企業体の参加要件等

参加者が共同企業体である場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

- ア 共同企業体の構成員の数は 3 社以内とし、構成員のうち建設企業については、最小の出資者の出資割合は構成員の数が 2 社の場合は 30%以上、3 社の場合は 20%以上とする。
 - イ 一共同企業体の構成員のいずれかと資本面において関係のある者、若しくは人事面で関係のある者が、他の共同企業体の構成員でないこと。
- 注）「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又は企業の出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいい、以下においても同様とする。
- ウ 共同企業体のうち、中心的役割を担う者で施工能力の高い者を代表企業とし、参加資格審査における提出書類にて明らかにすること。
 - エ 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや優先交渉権者となった場合の契約協議など村との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成員が負担する責任の詳細については、契約書（案）を参照すること。

（３）参加者の資格要件等

- ア 参加者の共通資格要件

参加各社は、それぞれ次に掲げる(ア)～(コ)の資格要件を満たすこと。

(ア) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

いものであること。

- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 30 条の規定により更生手続き開始の申し立てをした者においては、同法に基づく裁判所の更生計画認可が参加資格確認に必要な書類の提出期限までになされた者であること。
- (エ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申し立てがなされていないこと。
- (オ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (カ) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- (キ) 過去 2 年間、法人税、消費税、事業税、法人市民税、固定資産税等の公租公課を滞納していないこと。
- (ク) 暴力団への利益供与など、関与がないこと。
- (ケ) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和 61 年 10 月 21 日訓令第 2 号）により指名停止期間中の者でないこと。
- (コ) 本事業の技術提案書審査委員会の委員が属する法人その他の団体でないこと。

イ 設計企業の資格要件

設計企業は、次に掲げる(ア)～(エ)の資格要件を満たすこと。共同企業体において設計企業が 2 社以上となる場合、1 社は全ての資格要件を満たし、その他は（ア）、（イ）を満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 一次審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。
- (ウ) 過去 10 年間に、延床面積が 500 m²以上の公共的建築物（以下、「公共的施設等」という。）、公共的建築物に準ずる建築物（以下、「準公共的施設等」という。）、または民間企業の事務所（以下、「事務所等」という。）の新築工事に係る設計業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。
 - ※ 公共的建築物：国または地方公共団体が発注する建築物
 - ※ 公共的建築物に準ずる建築物：国または地方公共団体以外の者が整備する公共的建築物に準ずる建築物（文教施設、社会福祉施設、病院・診療所等）
 - ※ 庁舎等公共的建築物：国又は地方公共団体が発注する建築物
- (エ) 参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者を配置できること。

ウ 設計企業の管理技術者の資格要件

設計企業の管理技術者は、次に掲げる(ア)、(イ)の資格要件を満たすこと。なお、設計企業の管理技術者は、建設企業の監理技術者及び現場代理人を兼ねることはできない。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士であること。

- (イ) 過去 10 年間に、「公共的施設等、準公共的施設等、または事務所等」の新築工事に係る設計業務において管理技術者として従事した実績を有すること。

エ 工事監理企業の資格要件

工事監理企業は、次に掲げる(ア)～(ウ)の資格要件を満たすこと。共同企業体において、工事監理企業が2社以上となる場合、1社は全ての資格要件を満たし、その他は(ア)、(イ)の資格要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 一次審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の決定の時までの期間に、建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づく事務所の閉鎖の処分を受けていないこと。
- (ウ) 参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者を配置できること。

オ 工事監理企業の管理技術者の資格要件

工事監理企業の管理技術者は、それぞれ次に掲げる(ア)、(イ)の資格要件を満たすこと。なお、工事監理企業の管理技術者は、建設企業の監理技術者及び現場代理人を兼ねることはできない。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の規定に基づく一級建築士であること。
- (イ) 過去10年間に、「公共的施設等、準公共施設等、または事務所等」の新築工事に係る工事監理業務において工事監理者として従事した実績を有すること。

カ 建設企業の資格要件

建設企業は、次に掲げる(ア)～(工)の資格要件を満たすこと。共同企業体において建設企業が2社以上となる場合、1社は全ての資格要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、「建築工事業」、「土木工事業」の特定建設業許可を有すること。
- (イ) 建設業法第27条の29に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のものの）の総合評定値（P点）のうち建築一式工事が、1,000点以上であること。
- (ウ) 過去10年間に、「延床面積1,000㎡以上の公共的施設等、準公共的施設等、または事務所等」の新築工事に係る建築一式工事を元請として受注し、完了した実績を有すること。ただし、監理技術者及び現場代理人が属する企業の実績とする。
- (工) 以下のa、bの要件を満たす監理技術者を、建設業法の定めるところにより専任で配置できること。
 - a 1級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
 - b 参加表明書の提出日において、参加者の組織と3か月以上の直接的な雇用関係があること。

キ 建設企業の監理技術者及び現場代理人の資格要件

建設企業の監理技術者及び現場代理人は、それぞれ次に掲げる（ア）、（イ）の資格要件を満たすこと。なお、監理技術者は、現場代理人を兼任することができる。

（ア）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士または建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条に基づく 1 級建築施工管理技士であること。

（イ）過去 10 年間に、「公共的施設等、準公共的施設等、または事務所等」の新築工事に係る建築一式工事において監理技術者または現場代理人として従事した実績が 1 件以上あること。

（４）参加者の参加資格確認基準日

参加者の参加資格の確認は、一次審査（参加資格審査）書類の提出日を基準として行う。ただし、参加資格の確認後、優先交渉権者決定日までに参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

（５）複数企業からなる参加者の構成企業の変更

一次審査（参加資格審査）書類により参加の意思を表明した参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事象が生じた場合は村と協議を行うものとする。協議の結果、村が妥当と判断した場合は二次審査（基礎審査・価格審査・実績審査）及び三次審査（技術提案審査）書類の提出以前であった場合に限り、代表企業を除く構成企業については参加資格の確認を受けた上で変更することができるものとする。また、二次審査（基礎審査・価格審査・実績審査）及び三次審査（技術提案審査）書類の提出以降、契約の締結までの期間における代表企業以外の構成企業の変更については、当該変更後においても優先交渉権者の業務内容が担保されることを村が確認した場合に限り認めるものとする。

4 選定の手順

(1) 選定の方法

本事業は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

(2) 選定のスケジュール（予定）

日 程	内 容
令和 2 年 4 月 17 日（金）	実施要領等の公告
令和 2 年 4 月 21 日（火）	実施要領等に関する質問の提出期限
令和 2 年 4 月 24 日（金）	実施要領等に関する質問への回答
令和 2 年 5 月 8 日（金）	一次審査（参加資格審査）書類提出期限
令和 2 年 5 月 12 日（火）以降	一次審査結果の通知 追加要求水準書等の提示
令和 2 年 6 月 17 日（水）	二次審査（基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査）書類の提出期限
令和 2 年 6 月 19 日（金）頃	ヒアリング実施者への通知
令和 2 年 6 月 26 日（金）頃	ヒアリングの実施
令和 2 年 7 月	優先交渉権者の決定 事業実施協定の締結、設計業務委託契約の締結
令和 3 年 3 月末頃	工事請負契約及び工事監理業務委託契約の締結

(3) 実施要領等の公表

プロポーザルの実施に係る資料は、以下の要領で開示する。なお、資料の請求および受領は、本事業応募希望者のみを対象とし、代理者等による請求、受領は認めない。

また、開示した資料を、本プロポーザル応募のための検討作業以外の目的に使用してはならない。

ア 実施要領

村は、令和 2 年 4 月 17 日（金）に本事業の公告と同時に、次に示す書類（以下、「実施要領等」という。）を応募候補者に開示する。本事業応募希望者は、電子メールにて村に対し資料を請求すること。折り返し、データを送付する。

対応期間 4 月 17 日～5 月 8 日の 9：00～17：00、ただし土曜、日曜、祝日を除く。

- ・添付 A1_用語の定義
- ・添付 A2_優先交渉権者決定基準
- ・添付 A3_様式集
- ・添付 A4_設計業務委託契約書（案）
- ・添付 A5_工事請負（仮）契約書（案）
- ・添付 A6_工事監理業務委託契約書（案）

- ・添付 A7_事業実施協定書（案）
- ・添付 A8_リスク分担表
- ・添付 A9_事業費見積書式
- ・添付 A10_特定建設工事共同企業体協定書
- ・B_要求水準書
- ・B_要求水準書参考資料集

イ 村は、一次審査通過者に対し、結果を通知と同時に追加資料として次に示す書類を提示する。

- ・B_要求水準書添付資料集

（４）実施要領等に関する質問の提出、回答の公表

令和２年４月２１日（火）までに、実施要領等に関する質問を提出する。質問は、【添付 A11】質問書に質問ごとに簡潔に記載し、データを電子メールにより、次項４（５）に記載する担当窓口問い合わせ先メールアドレスに提出する。質問を提出した者は必ず担当者に到着の確認を行うこと。

なお、本事業に係る質問以外には、回答しない。

（５）一次審査（参加資格審査）書類の提出

参加者は、一次審査（参加資格審査）に必要な書類を以下のとおり提出する。一次審査（参加資格審査）書類の様式については提案様式集を参照すること。

提出期限	令和2年5月8日（金）電子メール必着
提出場所	丹波山村新庁舎建設室（丹波山村役場）
提出方法	代表者よりpdfデータを電子メールにて村担当窓口へ送信 送信した旨、電話にて村に確認のこと 当日中に本書を郵送（宅配便可）
担当窓口	丹波山村新庁舎建設室 担当者 中村 メールアドレス： t-nakamura@vill.tabayama.yamanashi.jp 電話：0428(88)0211 住所：〒409-0305 山梨県北都留郡丹波山村890 ※土日祝日の対応は除く ※受付時間は午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時までの間は除く）

（６）一次審査（参加資格審査）及び結果の通知

村は、提出された一次審査書類をもとに、参加者が「３ 参加者の参加資格要件」で規定する要件を満たしているか確認を行い、資格審査結果通知書を令和２年５月１２日（火）以降に参加者に郵送する。

（７）一次審査（参加資格審査）通過後に参加を辞退する場合

一次審査通過者が、資格審査結果通知書の受領後に参加を辞退しようとする場合には、二次審査（基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査）書類の提出期限である令和２年６月１７日（水）

の午後 5 時まで、辞退届（様式 1-12）を 1 部（押印原本）、丹波山村新庁舎建設室に pdf データを電子メール、および原本を郵送（書留又は簡易書留郵便にて期限日発送）により提出すること。なおメールの際、必ず担当者に電話にて到着の確認を行うこと。

（８）二次審査（基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査）書類の提出

一次審査通過者は、二次審査に必要な書類を以下のとおり提出する。二次審査の様式については提案様式集を参照すること。

提出期限	令和2年6月17日（水）必着
提出場所	丹波山村新庁舎建設室
提出方法	代表者よりpdfデータを電子メールにて村担当窓口へ送信 送信した旨、電話にて村に確認のこと 当日中に本書を郵送（宅配便可）

（９）二次審査（基礎審査・価格審査・実績審査・技術提案審査）の手順

審査は、次のア～ウに示すとおり実施する。詳細については、【添付 A2】優先交渉権者決定基準を参照すること。なお、技術提案の内容は、経済性、工期等の条件を踏まえて実現性の高い提案とすること。

ア 基礎審査

村は、提出された二次審査書類の記載内容について、本事業の基本的条件及び要求水準を充足しているか確認する。その結果、充足していないと判断される場合は、当該提出書類の提出者に確認の上、失格とする。

イ 価格審査・実績審査

（ア）価格の確認

提案者は 2. 事業予算に示す価格を上限として、提案を行うこと。

一次審査通過者から提案された価格について、【添付 A2】優先交渉権者決定基準に基づき、実施要領等で示す前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかを確認する。価格の算出方法に誤りがあることが明らかな場合、上限価格を超えている場合は、内容を確認のうえ、失格か否か判断する。

（イ）実績の確認

実績審査項目については、【添付 A2】優先交渉権者決定基準に基づき、1 次審査通過者の過去 10 年（基準日は、参加表明書の提出日とする。）の実績を審査し、得点を付与する。

ウ 技術提案書審査

技術提案審査項目については、【添付 A2】優先交渉権者決定基準に基づき、丹波山村新庁舎建設計画 設計施工者選定プロポーザル審査委員会において二次審査通過者の技術提案内容を審査し、得点を付与する。

エ 優先交渉権者の決定・公表

村は、技術提案書審査委員会の審査報告を踏まえ、総合評価点の最も高い提案をした者を優先交渉権者と決定する。

また、村は結果について、村ホームページ等で公表する。

なお、村は、優先交渉権者との間で優先的に事業実施協定書の合意に関する交渉を行うものとし、優先交渉権者と交渉が整わない場合に、優先交渉権者の次に優れた提案を行った者と交渉を行うものとする。

また、優先交渉権者（共同企業体の場合は代表企業又は構成員）が、優先交渉権者の決定から設計業務委託契約の締結までに、村との契約に関して以下の事由に該当した場合は失格とする。

- （ア）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- （イ）贈賄・談合等著しく村との信頼関係を損なう不正行為の容疑により、個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

オ 審査講評の公表

村は、優先交渉権者の決定後、審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

（10）プロポーザル審査委員会の設置

技術提案書の審査は、村が設置した丹波山村新庁舎建設計画 設計施工者選定プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という）において行う。審査委員会は、学識経験者等の 5 名の委員（以下「審査委員」という）により構成される。

（11）プロポーザル参加に係る留意事項等

ア 実施要領等の承諾

参加者は、村への一次審査書類の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

イ 費用負担

プロポーザル参加に関し必要な費用は、参加者の負担とする。

ウ 提出書類の取り扱い

（ア）提出書類の返却

参加者より提出された書類は、返却しないものとする。

（イ）著作権

村が示した図書の著作権は村に帰属し、その他の提出書類の著作権は各参加者に帰属する。

なお、村は本事業において、公表時には、優先交渉権者の承諾を得たものとして、二次審査書類における「提案に関する提出書類」及び「設計図書に関する提出書類」の全部又は一部（公にすることにより参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）を無償で使用できるものとする。

（ウ）特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

（エ）提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え、再提出は、村から指示する場合を除き、認めない。

(オ) 追加資料の提出

村は、必要と認めた場合、追加資料の提出を要求することがある。

エ 村からの提示資料の取扱い

村が本事業に関して提供する資料は、本事業へのプロポーザルに係る検討以外の目的で使用するとはできない。

オ 参加者の複数提案の禁止

参加者は、1つの提案のみ行うことができる。

カ 虚偽の記載をした場合

参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

キ 使用言語、単位及び時刻

参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める国際単位系（SI）、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

5 契約に関する事項

(1) 事業実施協定書の締結

村と優先交渉権者は、速やかに【添付 A7】事業実施協定書（案）に基づく事業実施協定を締結する。優先交渉権者が共同企業体の場合は、村と共同企業体における代表企業にて締結する。

(2) 契約の締結

村と優先交渉権者は、事業実施協定書を締結後、【添付 A4】設計業務委託契約書（案）及び事業実施協定書に基づき設計業務委託契約を締結する。締結の際、村の指定する細目まで含めた提案価格における事業費内訳明細書を提出すること。また、基本設計・実施設計において提案価格を下回るように最善の努力を行うこと。

また、実施設計が終わった段階で、価格交渉を行い、最終的な見積書等の事業費金額について、丹波山村新庁舎建設室との確認・合意を得た後、【添付 A5】工事請負（仮）契約書（案）及び事業実施協定書に基づき工事請負（仮）契約を締結する。その後、村議会において当該契約に係る議決が可決された時をもって本契約としての効力が生じるものとする。

本工事請負契約の締結に併せて、【添付 A6】工事監理業務委託契約書（案）及び事業実施協定書に基づき工事監理業務委託契約を締結する。

(3) 契約保証金の納付等

優先交渉権者は、丹波山村財務規則（昭和53年丹波山村規則第8号、平成元年3月16日規則第6号改正）に基づき、業務委託契約及び工事請負（仮）契約の締結までに、契約金額の100分の10以上に相当する契約保証金を村に納付しなければならない。ただし、優先交渉権者は、以下のいずれかの方法により、契約保証金の納付の免除を受けることができる。

ア 金融機関等の保証

イ 保証事業会社の保証

ウ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証

エ 履行保証保険契約の締結

（４）契約書類の構成と優先順位

契約書類の構成及び優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は優先順位の高いものを正とし、その他優先順位などについて疑義が生じた場合には、村と協議のうえ決定する。

- ① 設計業務委託契約書、工事請負仮契約書
- ② 事業実施協定書
- ③ 共同企業体協定書
- ④ 質問回答書
- ⑤ 要求水準書等
- ⑥ 技術提案書
- ⑦ 事業費見積書

6 その他

（１）技術提案資料の取扱い

優先交渉権者の提案内容について、基本設計・実施設計業務の過程において、村との協議により具体的仕様その他を決定する。

（２）情報の提供

村は、本事業に関する情報提供を、村のホームページを通じて適宜行う。

（３）工事請負契約等に違反した場合の取扱い

事業実施協定若しくは契約の締結後、これらの協定もしくは契約に違反し、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、あるいは技術提案に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和61年10月21日訓令第2号）により、期間を定め指名停止を行う場合があることに留意すること。

（４）村の担当窓口（問い合わせ先）

丹波山村新庁舎建設室 担当者 中村

メールアドレス： t-nakamura@vill.tabayama.yamanashi.jp

〒409-0305 山梨県北都留郡丹波山村 890

電 話： 0428(88)0211

F A X： 0428(88)0207

※土日祝日の対応は除く

※受付時間は午前 9 時から午後 5 時（ただし、正午から午後 1 時までの間は除く）